差出人: 九州農林水産物等輸出促進ネットワーク
送信日時: 2026年11月6日金曜日 9:45
件名: 九州農政局 農林水産物･食品等輸出関連情報メールマガジンNo.27（2026.11.06）

◆◇◆

九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジン2026.11.06

◆◇◆

本メールマガジンは九州地域の輸出に関連した情報発信とネットワークづくりを支援するために配信しています。

〈No.27インデックス〉

▸【1】【ご案内】【11/16開催】「輸出担当者の育成・社内連携・外部支援を学ぶ」GFP加工食品部会（農林水産省）セミナー
▸【2】【ご案内】【参加無料・オンライン】農地の探し方×規模拡大・農業参入セミナー開催
▸【3】【情報共有】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果等

【1】【ご案内】【11/16開催】「輸出担当者の育成・社内連携・外部支援を学ぶ」GFP加工食品部会（農林水産省）セミナー

農林水産省GFP加工食品部会よりセミナーのご案内です。

輸出担当者の育成や、営業・品質保証部門の連携、JETRO・行政等の支援活用など、
輸出を進める上で欠かせない「輸出体制構築」をテーマとしたオンラインセミナーが開催されます。
チラシリンク：
https://www.gfp1.maff.go.jp/uploads/2026/10/Export_Capacity_Building_Seminar.pdf

今回は、平松食品様・石丸製麺様・ダイショー様・オタフクソース様の4社にご登壇いただく予定です。
各社のご経験を通じて、輸出の継続・拡大を支える人材育成や社内外の連携について、自社の取組を考えるヒントをご紹介します。

事前のお申し込みは不要です。ぜひ下記の日時をご予定いただき、当日はYouTubeよりご視聴ください。
視聴リンク：https://www.youtube.com/live/f_nssF8krRE

―――以下「加工食品 輸出体制構築セミナー」実施概要―――
■開催日時
2026年11月16日（月）13:00～15:30（予定）
■視聴方法
YouTubeライブ配信（オンライン・公開／事前申込不要）
▼当日のご視聴はこちら
視聴リンク：https://www.youtube.com/live/f_nssF8krRE
■このような方におすすめです
・輸出担当者の育成や、限られた人員・業務時間での進め方を検討されている方
・営業、品質保証、商品開発など、社内の協力体制を整えたい方
・JETROや行政等の支援を、自社の輸出課題の解決に生かしたい方
■登壇予定企業・ご紹介内容
チラシリンク：
https://www.gfp1.maff.go.jp/uploads/2026/10/Export_Capacity_Building_Seminar.pdf
■登壇者に直接質問できる時間も設けています
当日は、質問ツール「LiveQ」を通じてご質問を受け付けます。

担当者の育成や社内の役割分担、外部支援の活用など、日頃お困りの点や、各社に聞いてみたいことをぜひお寄せください。
▼ご質問の投稿はこちら
質問ツールリンク：https://liveq.page/e2/f48eea91685eaa62b29f
お寄せいただいたご質問を踏まえ、登壇者との質疑応答を行う予定です。
―――以上「加工食品 輸出体制構築セミナー」実施概要―――

輸出に既に取り組まれている方はもちろん、これから担当者の配置や体制づくりを検討される方にも、ご視聴いただければ幸いです。

社内の営業・品質保証・人材育成等のご担当者様や、輸出支援に携わる関係者の皆様にも、ぜひ本案内をご共有ください。
▼事前申込不要・当日の視聴はこちら
視聴リンク：https://www.youtube.com/live/f_nssF8krRE

皆様のご視聴を心よりお待ちしております。

【お問い合わせ先】
アクセンチュア株式会社　GFP加工食品部会事務局
営業時間：平日10:00～18:00
担当：小栗、戸塚、山岡
電話：070-2481-7436（担当：戸塚）
メール：Agri_Exportation_JP@accenture.com

【2】【ご案内】【参加無料・オンライン】農地の探し方×規模拡大・農業参入セミナー開催

GFP事務局よりセミナーのご案内です。

「農地の探し方×規模拡大・農業参入オンラインセミナー」が開催されます。（参加無料）

本セミナーでは、次の3点をご紹介します。
・実際に農業参入した企業の声
・規模拡大した農業法人の声
・農地探しに役立つ「農業参入ポータル」の活用方法

【対象者】
・農地を探している農業法人の方
・農業参入を検討中の企業のご担当者
※どちらのセミナーでも参加可能です。

【第1回】規模拡大・拠点進出を加速（農業法人向け）
・日時：2026年11月12日（木）14:00～15:00
・内容：
　１、規模拡大・拠点進出の進め方
　２、規模拡大の実例紹介
　３，拡大できる農地の探し方
・登壇者：（株）アグリメディア　コンサルティング事業部 部長　野田 和義 氏
・申込締切：11月11日（水）17:00

【第2回】実例から学ぶ農業参入のポイント（異業種法人向け）
・日時：2026年11月19日（木）14:00～15:00
・内容：
　１、農業参入を取り巻く環境
　２、参入企業によるトークセッション

３、参入できる農地の探し方
・登壇者：ハートスフードクリエーツ（株）　代表取締役　西脇 章 氏
（株）全国チェーン竜鳳　取締役　鈴木 慎 氏
・司会進行：サグリ（株）　代表取締役CEO　坪井 俊輔 氏、
・申込締切：11月18日（水）17:00

【開催形式】オンライン（Zoomウェビナーによるライブ配信。当日のご質問も可能です）
【参加費】無料
【お申込み】お申込みはWEBフォームから受け付けています。下記URLからお申し込みください。
https://sannyu-portal.maff.go.jp/lp/seminar001/
【詳細】詳細は、下記のチラシをご覧ください。
seminar001-flyer.pdf
【問い合わせ先】
アグリメディア、サグリ共同事業体
メール：sannyu-portal@sagri.co.jp
HP：https://sannyu-portal.maff.go.jp/

【3】【情報共有】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果等

農林水産省から、主な輸出先国・地域(以下「輸出先」といいます。) で最近公表された、日本産農林水産物・食品（以下「日本産食品」といいます。）の水際検査結果等についてお知らせいたします。

1.中国（日本産食品の違反件数24件、2026年８月）
・日本産食品の違反件数は全755件中24件（参考：2026年７月は全487件中６件）で、国・地域別で違反件数が多かったのは上位からエクアドル（270件）、インド（91件）及び米国（69件）。
・日本の違反24件のうち、上海税関におけるものが８件で最多。次いで深セン税関の7件。
・公表されている不合格理由は、「表示不合格」が7件で最多。次いで「未承認の遺伝子組み換え成分の検出」が6件。

≪注意≫
・中国では、10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）から輸出されるすべての食品・飼料等（新潟県産精米を除く）について、輸入停止措置が講じられています（10都県以外については農水省HPを参照）。
https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-85.pdf
・上記10都県以外で製造された製品であっても、10都県を通過したことを理由として、中国税関において輸入不可とされた事案が発生しています。輸出の際にはご注意ください。

・中国の輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）に登録されている製造者等の名称、住所等の情報と、産地証明書記載内容が正確に一致していないこと、また産地証明書の主要加工原料の産地及び経路が正確に記載されていないことを理由に通関が認められない事例が発生しています。証明書申請の際は、登録された情報と正確に一致していることを十分にご確認ください。
また、「輸入食品海外製造企業登録管理規定」が改正され、海関総署令第280号として2026年6月1日より施行されていますのでご確認をお願いいたします。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/kigyou_touroku4.html

・中国側より、中国食品安全国家基準に適合しない原材料及び添加物の使用など、製造加工工程に問題のある一部の食品生産企業について、当該企業からの輸入を一時停止するとの通達がありました。輸出にあたっては上記国家基準及び関連法令を再確認のほどお願いいたします。
（ご参考：中国海関総署輸出入食品安全局HP）
http://jckspj.customs.gov.cn/spj/xxfw39/fxyj47/4677516/index.html

2.台湾（日本産食品の違反件数５件、2026年９月）

・公表された43件の違反のうち、日本産食品の違反件数は５件。内訳は、重金属基準違反2件（もずく（無機ヒ素）、食品添加物含有基準超過1件（かんぴょう（二酸化硫黄））及び残留農薬基準超過2件（ししとう1件（ジノテフラン・フルフェノクスロン）及びメロン1件（イソフェタミド））。

≪注意≫
・日本産メロンについて、残留農薬基準値超過が頻発したことにより、2026年11月５日までの間、輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。　また、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、輸入検査申請の受付を停止するとともに、この措置の解除後は、輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われます。

・日本産いちごの残留農薬基準値超過が頻発しているため、衛生福利部食品薬物管理署は来年2027年5月31日までの間、日本産いちごの輸入検査において全ロット検査（検査費用は台湾当局負担）を行っています。また、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、上記期間に関わらず輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

・日本産かんきつ（きんかん、うんしゅうみかん等）について、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

・日本産モクズガニから基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを受け、2027年6月18日までの間、日本産「その他活カニ類」の輸入検査において全ロット検査（検査費用は台湾当局負担）が行われています。
（台湾衛生福利部HPダイオキシン規制に関する規定）
https://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx?id=f637225381788191946

・2026年12月31日までの間、産地に関わらずハクサイの輸入検査において、抜き取り検査の強化（抽出率の引き上げ）が行われています。

・2025年の不合格事案の発生状況を踏まえ、2026年は以下の日本産の品目について検査を強化することを発表しています。
（検査強化品目）
いちご、うんしゅうみかん、その他かんきつ類、メロン（以上、残留農薬基準違反）、乳幼児用菓子、冷凍いわし・にしん類小魚（以上、重金属含有量基準違反）
（台湾衛生福利部HP）
https://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=2409
青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、輸出に取り組む事業者の皆様におかれては、台湾の残留農薬基準の確認・順守及び台湾向けの生産方法を採用している園地から調達されるようお願いいたします。
（農林水産省HP：残留農薬基準値に関する情報）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

3.香港（日本産食品の違反件数1件、2026年９月）
・公表された違反は1件（乾燥カマス）。香港政府のプレスリリースによると、違反理由はALPS処理水放出に伴う10都県産水産物の輸入停止関連であり、千葉県産の疑いがあるとのこと。
https://www.cfs.gov.hk/english/press/20260930_12633.html
≪注意≫
・輸入停止品の輸出や必要な書類の不備により、香港税関において輸入不可とされた事案が発生しておりますので、各輸出業者におかれては、香港側の輸入業者と十分に連絡をとり、適切に対応するようにしてください。

4.韓国（日本産食品の違反件数1件、2026年９月）
・食品医薬品安全処から公表された違反は1件。内容は、残留農薬（クロチアニジン）基準違反1件（メロン）。

5.タイ（日本産食品の違反件数0件、2026年９月）
・同期間において、公表された違反はありませんでした。

6.米国（日本産食品の違反件数２件、2026年９月）

・公表された日本産食品の違反は2件。内容は、表示不合格1件（サプリメント）及び未承認着色料の使用1件（大根）。

7.EU（日本産食品の違反件数１件、2026年９月）
・公表された日本産食品の違反は1件。内容は、残留農薬基準違反1件（茶）。

8.豪州（日本産食品の違反件数０件、2026年８月）
・同期間において、公表された違反はありませんでした。

9.インドネシア
・インドネシア政府は、2026年10月18日から実施予定としていた飲食料品等に係るハラール認証義務化について、2028年10月18日まで延期する旨を公表しました。
詳細については、下記の2026年10月16日付けインドネシア経済担当調整大臣府プレスリリースをご参照ください。
＜2026年10月16日付け、インドネシア経済担当調整大臣府プレスリリース（原文）＞
Pemerintah Sesuaikan Masa Penahapan Kewajiban Bersertifikat Halal dengan Memperhatikan Kesiapan Ekosistem dan Pemangku Kepentingan - Kementerian Koordinator Bidang Perekonomian Republik Indonesia
（プレスリリース概要）
1.海外からの飲食料品等に対するハラール認証の義務化は2028年10月18日から適用。
2.インドネシア領内へ輸入される海外ハラール製品の適合性確保に関するBPJPH規則2026年第4号（ハラール製品の船積み前検査）を廃止。
・今後、新たな情報や制度運用に関する動きがありましたら、農水省HP等を通じて適宜情報提供を行ってまいります。
・ハラール認証義務化は2年間延期されましたが、2028年10月18日からの実施が予定されています。インドネシア向け輸出関係の皆様におかれましては、引き続き必要な準備を進めていただけると幸いです。

≪注意≫
・中国、香港、韓国、マカオ、ロシアは原発事故に関連する輸入規制を措置しています。規制措置の内容、証明書の申請手続き等については、以下のページをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

■■■

当メールマガジンの配信停止を希望される場合は、お手数をおかけしますが本メールに配信停止希望の旨返信をお願いいたします。

問合せ先：九州農政局　経営・事業支援部　輸出促進課
住　　所：熊本市西区春日2丁目10番1号（熊本地方合同庁舎A棟）
電　　話：096-300-6382
■■■